

はじめに

1 議論の前提

1) 「天皇」条項の大日本帝国憲法と日本国憲法の位置づけの根本的差異

「皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ」(大日本帝国憲法 告文)

2) 大日本帝国憲法の「天皇」と日本国憲法の「天皇」の関係

「連続説」(宮沢俊義)・「伝統」尊重の余地

「断絶説」(横田喜三郎)・「伝統」の無視

「根本的相違」・「憲法条項に違反する「伝統」の否定

「公」「私」の区別の明確化(立憲主義)

2 日本国憲法の基本原則と「象徴天皇制」

1) 国民主権原則との関係

2) 基本的人権尊重主義との関係

3 憲法規範的にみた「象徴天皇制」

1) 地位

統治権の総攬者、元首、(主権者)

イ 主権者は日本国民

ロ 日本国・日本国民統合の象徴(1条)

(1) 象徴ということの意味

(2) 日本国民統合の象徴

「日本国民」の統合 × 「日本民族」の統合

多民族国家日本の「諸民族」の統合

日本国民「統合」・受動的、「鏡」(佐藤功)

2) 権能

統治権を総攬、立法・行政・司法権

イ 「この憲法の定める国事に関する行為のみ」(4条1項) 13の行為

ロ 形式的・儀礼的行為・「国政に関する権能を有しない」(4条1項)

ハ 内閣の「助言と承認」(3条)

3) 根拠

天孫降臨の神勅

主権者国民の「総意」・「憲法改正による変更の可能性

4 規範解釈上のこれまでの主要な論争点

- 1) 天皇は「元首」か?・・・定義の問題
- 2) 日本国は「君主国」か・・・定義の問題
- 3) 天皇の「公的行為」なる「第三の行為」は存在するか?

イ 学説

容認説・・・準国事行為説

象徴としての行為説

公人としての行為説

否認説・・・天皇の公的行為は「国事行為のみ」

- 憲法改正の必要性?

7条十号 「儀式を行ふこと」 performance of ceremonial functions

4) 公私の混同

イ 皇族の「公的行為」

- 政教分離原則に違反する疑いの強い皇室祭祀への公・公務員関与

5 公的な天皇存在がもつ国民統合作用

1) 大日本帝国憲法

イ 大日本帝国憲法・・・原案作成者の意図 = 伊藤博文

- 「国家神道」、祭祀大権

ハ 教育・・・「教育勅語」「君が代」

2) 日本国憲法下における天皇の国民統合作用(拙稿「天皇の存在意義」参照)

イ ×主権者(国民が最高の存在) 政教分離、×統治権

- 国民意識における旧天皇の残像

ハ 「象徴」としての天皇存在

ニ 「世襲」である天皇存在

ホ 「象徴の場」としての「国事行為」

ヘ 「象徴の場」を補充する「公的行為」

ト 「統合力」を発揮する私的行為

3) 「統合力」の希薄化?

権威の低下?・・・天皇・皇族の「スター化」

「伝統」の変更・廃止

建国記念の日、元号法、大嘗祭、君が代の国歌化、靖国神社法案

6 女性天皇

1) 皇室典範は「法律」

2) 「世襲」の射程範囲

3) 憲法 14 条違反? 「イエ」制度の否定 (24 条)

4) 女性天皇否定理由 ・ ・ 伝統

国民感情

機能

5) 女性天皇の承認

イ 憲法 2 条改正の必要なし

皇室典範 1 条改正

「祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子」(旧 1 条)

ロ 具体的内容

(1) 天皇・皇族男子と結婚する女性と同様に扱えば良い

(2) 皇族女子の「皇族身分離脱」規定 (典範 12 条) 削除

(3) 皇族の増大は「皇族身分の離脱」(典範 11 条 2 項) を活用

「やむを得ない特別の事由」(皇室会議の議により・・・)

(4) 皇族女子の継承順位・・・第一子

男性優先・・・平等

不安定

ハ 「伝統」との関係

(1) 「男系」女子

結婚を認めない

皇族男子と結婚する

子どもには皇位継承権を認めない

(2) 皇族の断絶

旧皇族の皇族への復帰

嫡出でない子

「女系」女子の継承

6) 「国民統合力」の希薄化? ・ ・ 「血統」(福沢諭吉「尊王論」参照)

7 皇室典範の問題 (時間的余裕があればふれる)